

関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 下刈 (全刈)

(1) 作業方法等

区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保残育成するものを含む。以下同じ。）と競合状態にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払高は、できるだけ地際に近い位置とする。
- ② 刈払物は植栽木を覆わないよう注意し、なるべく植栽木の根元周囲（あるいは列間）に寄せて乾燥防止等に活用すること。
- ③ 植栽木に巻きついたつる類は生育に支障のないように取り除くこと。
- ④ 刈払いに際しては、特に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。
- ⑤ 特に、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では監督職員の指示に従い、あらかじめ植栽木の周囲を刈払い、位置を明らかにしてから刈払いを行うこと。
- ⑥ 保護樹として保残してある立木で、植栽木の生育を阻害しているものがある場合は、枝払いを行うものとする。

(2) 作業記録

下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「VII様式」に定める「様式 U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(3) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3 除伐

(1) 除伐対象木

- ① 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
- ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
- ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所に成育する有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ (1)(3)で残存することとした有用天然木。
- ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 60 cm以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
- ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の 1/2 程度伐り開く。
- ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。

(4) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

4 除伐 2 類

(1) 除伐対象木

- ① 植栽木等の成育に支障となるつる類、及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で、(2)(3)～(5)を除く樹木。
- ② 植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。
- ③ 形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね 18 cm未満のもの。
- ④ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① (1)(4)で残存することとした有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障とならない雑灌木。
- ⑤ その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 30 cm 以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。

(4) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

特記仕様書（造林）_大子地区

1. 下刈について

（1）下刈の実施順序について

① 原則下草による影響が大きい2年生の林小班から実施し、続いて1年生の林小班を実施後、3年生及び4年生以降の林小班の順で実施すること。なお、下草の繁茂状況を加味して順序を変更する場合は、監督職員と協議を行うこと。

② 2090い3林小班については、区域の一部が検定林となっており、検定林設計者である森林総合研究所 林木育種センターによる調査の関係から、原則は8月から10月にかけての実施とし、猛暑等の理由により難しい場合は、協議のうえ実施時期を調整する。

（2）夏季の下刈について

夏季に下刈を実施する際に、猛暑により熱中症のリスクが高い場合には、現場代理人の判断で作業を中止すること。

2. 除草剤散布について

（1）除草剤の仕様

除草対象	薬剤種	品質・規格	単位当たりの散布量	適用林小班等
クズ	トリクロピル粉粒剤	微粒状	90 kg/ha	51い 59ろ4

※上記仕様は「ホドガヤザイトロン微粒剤」を参考とし、使用する薬剤は上記の薬剤種および品質・規格を満たすものとするが、同等の効果が見込まれる薬剤であれば、監督職員と協議の上、使用することも可能とする。

（2）散布時期について

除草剤散布は、初回は基本的に8月14日までに完了させることとし、以後は手直し程度とする。また、手直し作業についても8月31日までに作業を完了させること。

なお、除草剤の効果確認をもって作業完了となる。

3. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切な放射線障害防止措置を講じること。

4. チェーンソー作業における労働災害の防止について

チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第4号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

5. C S F（豚熱）の感染拡大防止について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、茨城県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めなければならない。